

請求書の記載について（留意事項）

集団資源回収活動を実施し、対象資源物を登録業者に引渡した際は次の集団資源回収伝票が渡されますので、赤色で示した部分の記入、押印及び確認をお願いします。なお、業者控えにも押印が必要ですので、印鑑を持参の上で引渡してください。

集団資源回収伝票や計量票兼領収書に基づき、次ページをご確認の上、請求書を作成してください。

様式第5号（第6条関係） (団体申請用)

集団資源回収伝票

年 月 日実施分

	品 名	回収量	備 考	登録団体名
紙類	新聞	kg		
	段ボール	kg		
	紙バック	kg		
缶類	雑誌・その他の紙	kg		
	スチール缶	kg		
	アルミ缶	kg		
びん類		kg		
	一升びん	本		
	ビールびん	本		
合 計				

※ 紙バックは マークの付いたもののみです。

※ 缶類は マーク、 マークの付いたもののみです。

※ それぞれの回収量に1kg未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

※ 回収伝票は回収日ごとに作成してください。

代表者 印

登録業者名

回収方法（該当する方法を○で囲む）

引取り ・ 持込み

登録証に記載された団体名を記入してください。

市に登録している団体の代表者名を記入してください。

代表者のものと確認できる押印が必要です。

受付可能な印影：代表者名の三文判

〇〇会長之印

〇〇代表之印 など

受付不能な印影：団体名のみ印

市に登録している代表者ではない者の印 など

計量票兼領収書

日時		
車番	回数	
所属	300 集団資源回収	
種別	4 びん	
地区	11 黒磯地区	
総重	1060kg	
風袋	990kg	
正味	70kg	
単価		
料金		

上記のとおり領収いたしました

領収日付印

那須塩原クリーンセンター
電話 0287-68-1881

那須塩原クリーンセンターに「紙類」「びん類」を搬入した場合は計量票兼領収書が発行されます。計量票兼領収書はそのまま請求書の添付書類として利用してください。

様式第6号(第7条関係)

集団資源回収登録団体交付金(

代表者のものと確認できる押印が必要です。

受付可能な印影: 代表者名の三文判

〇〇会長之印

〇〇代表之印 など

受付不能な印影: 団体名のみ印

市に登録されている代表者で

はない者の印 など

登録証に記載された
団体名と、市に登録
されているその団体
の代表者の各情報を
記入してください。

請求者 団体名
代表者

住所
氏名
電話番号



交付金交付要綱第7条の規定に基づき、 年 月
実施分の交付金を、次のとおり請求します。

紙類	回収量	kg × 7円 =		円
缶類	回収量	kg × 7円 =		円
びん類	回収量	kg × 10円 =		円
紙類 (直接搬入分)	回収量	kg × 7円 = (※10kg単位)		円
びん類 (直接搬入分)	回収量	kg × 15円 = (※10kg単位)		円
交付金請求額計	※10円未満の端数がある場合は、切捨て			円

1の位まで
記入

添付の集団資源回収伝票、計量票兼領収
書記載の回収量に基づき分類ごとに記入
してください。

分類ごとに交付金額を計算し、記入の
上、その合計額について10円未満の
端数を切捨てた額を交付金請求額計
に記入してください。

交付金請求額計は訂正ができません。
書き損じた場合はお手数ですが新し
い請求書を使用して書き直してくだ
さい。

請求書には集団資源回収伝票、計量票兼領収
書を添付し、市役所に提出してください。